

会 務 月 報

第421号

発行 一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会

■第6回総務・財務委員会議事概要

日 時 平成30年2月22日（木）

13:30～16:25

場 所 日事連会議室（委員長、事務局）

所属単位会事務局（上記以外の委員、担当副会長）

出席者 委員長 栗原信幸

副委員長 岡村則満

委 員 佐々木章、坂本忠志、高橋宏、車田聡、
田中之博

担当副会長 佐々木宏幸

会 長 佐野吉彦（特別出席）

事務局 居谷専務理事、前田、伊東、松谷、
深澤

欠席者 委 員 飯田真寿郎

議 事

（1）平成30年度事業計画について

事務局より、資料1によって、平成30年度事業計画について概要説明がなされた。

協議の結果、原案のとおり常任理事会に提案することとした。

（2）平成30年度収支予算について

事務局より、資料2によって、平成30年度収支予算について概要説明がなされた。

委員等から次の意見等が出された。

- ・30年度は熊本会へ建築復興支援センターの事業に対する日事連からの交付金（1,000万円）は予算化されないの

か、熊本会では30年度も日事連からの交付金を予定している。震災からの復旧・復興関連の事業費は必要なため、交付金を継続してほしい。

- ・交付金の支給は期間を決めて実行するのが常であるが、当初から決めていなかったのか。
→ 熊本会への日事連からの交付金の支出については、29年度までの2年間としていた。（当時の議事録で再確認）

- ・新潟県中越沖地震の時は日事連の対応はどうだったか。
→ 復興支援センターは設置せず、義捐金のみの対応であった。

- ・東日本大震災の事例を参考とし、熊本会には震災からの復旧・復興関連の事業内容・使途を明確にしてもらった上で、その状況に応じて判断しても良いのではないかと。

- ・交付金の継続については、熊本会から日事連会長宛に要望書を出してもらい、検討することとする。

- ・30年度は特出した事項もなさそうである。

- ・30年度はよいとして、今後も会費収入は前年と横並びで良いのか。会員の入退会状況等を分析し、現状に見合った予算を計上するべきではないかと。

協議の結果、原案のとおり常任理事会に提案することとした。

続いて、佐野会長より次のような発言があった。

- ・災害の復旧・復興は、よく言えば専門家の腕の見せどころであり、今後には繋げる必要がある。災害に対する備え、フォローが日事連の事業計画等から消えるのは好ましくない。単位会と所属する会員への情報発信やバックアップが出来ることを期待する。例えば、熊本地震の経験で得たノウハウを他の地域でも活用、共有出来る仕組み作りが必要である。

- ・総務・財務委員会は、日事連の骨格を形作る重要な委員会と認識しており、土を耕す役目を担っている総務・財務委員会である。目前のことだけでなく中長期の視点が重要であり、他団体と活動が重複している部分については団体間

の連携、精査が必要である。

(3) 会議出席等に係る旅費の計算方法について

事務局より、資料3によって、会議出席等に係る旅費の計算方法について次の趣旨の説明がなされた。

旅費規程については、平成28年4月1日に変更したところであるが、平成29年4月に中四国ブロック協議会より、「宿泊代を支給する」か、「以前の空路計算方法に戻す」よう、日事連会長宛に要望書が提出された。また、平成29年8月の中四国ブロック協議会の際に、大内会長（当時）より、実態を把握し、再度検討するとの回答がなされていた。それに対し、日事連会長及び事務局より、要望に応えるのは難しい旨繰り返し説明した経緯がある。

引続き、車田委員より、旅費規程については、事務局からある役員に対し幾度か口頭で説明をしているかと思うが、ブロック協議会が提出した要望書に対し、日事連より正式に回答文書をもらっていない。ついては、再度経過を確認し、再検討を行ってほしい旨の発言がなされた。

それに対し、委員等から次の意見等が出された。

- ・本委員会における経費節減検討の中で決めたことである。日事連の活動に対する協力は、社会奉仕的な意味合いもあるもので、このまましていきたい。
- ・日事連としては統一的なルールが必要であり、個別は難しい。地域による差はある程度やむを得ないのではないかと。
- ・それぞれ事情がある中で役職を引き受けていることでもあり、ラインを引きつつも柔軟性を持たせられないかと。
- ・現在のWeb会議の推進状況と異なる状況の中で決めたことである。会議の開催時間帯も考慮し、会議運営方法を検討すべきである。
- ・地域の事情は理解してほしい。検討いただけるのであれば、その項目、スケジュールを示してほしい。
- ・やはり地方性は無視できない。検討するのが妥当と思われる。
- ・会長としての役目の重さを考えるとやむを得ないところもあるが、体力はギリギリ、費用はカツカツといった状況であ

り、若干の余裕があるとよいと思う。

- ・総務・財務委員会で再確認し、検討することとしたい。
- ・事務局としては、中四国ブロック協議会からの具体的な要望に対する各委員の意見をお聞かせいただければと思う。
- ・特殊事情には対応することでよいのではないかと。
- ・この件は決着していないのか。
- ・要望書以上でも以下でもない。
- ・会議の時間帯を検討する必要があるのではないかと。
- ・会議の時間帯に配慮する等、努力するというところで回答としたい。
- ・中四国ブロック選出の委員としては、誤解のないよう文書で回答が欲しい。

協議の結果、旅費の計算方法についてはこれまでの説明同様現行通りとし、Web会議の推進や会議の開催時間帯等の見直しにより対応していくことで、事務局より文書で回答することとした。

(4) 全国大会のあり方の検討について

事務局より、資料4によって、全国大会のあり方の検討について次の趣旨の説明がなされた。

全国大会の実施内容について、表彰を中心とした大会式典や式典以外の行事内容も見直す必要があるのではないかとという意見が多く見受けられるため、他の建築関係団体の全国大会の実施内容を参考にし、今後協議検討を行っていきたい。

委員等から次の意見等が出された。

- ・具体的な提案はなかなか難しいと思うが、各委員には私はこちらの程度の意見書の提出をお願いし、本委員会でとりまとめて提案したい。
- ・総務・財務委員会での検討・立案は難しい。
- ・長いスパンで見た場合、将来の見通しの大枠を掴んでおくことが大事であると思う。
- ・建築士会の大会に参加してどう感じているか。
- ・会員が積極的に参加している印象を感じる。
- ・業の団体と個人の団体の違いは踏まえておくことは大切である。

- ・全国大会の検討に当たっては、スケジュールを決めるルール、委員会・WGでの検討項目を明確にしておく必要がある。
- ・開催経験のない単位会にとっては、何をどうしたらよいかわからない。もう少し前向きに考えられるよう準備の進め方及び主管会としての負担額の実態や資金確保方法等、安心できる具体的な情報がほしい。
- ・最低限、ブロックの順番は早めに決められないのか。主管会になる単位会においては、開催準備に3、4年は必要である。
- ・この問題は、短期のWGでの検討がよいのではないのか。
- ・この件については、委員長預かりで進めさせていただきとし、何らかの案をお諮りしたい。
- ・事務局としては、イベントの内容そのものについての意見を伺いたい。
- ・各委員がどう考えるか、簡単なコメントがほしい。

協議の結果、委員長一任で進めることとし、委員長より方針を提案、協議することとするが、各委員も3月中旬頃までに事務局あてにメールで意見を提出することとした。

(5) 平成30年度の主な会議日程について

事務局より、資料5によって、平成30年度の主な会議日程について説明がなされた。

協議の結果、原案のとおり常任理事会に提出することとした。

(6) 青年話創会2017和歌山大会の報告について

事務局より、資料6によって、青年話創会2017和歌山大会の報告について次の趣旨の説明がなされた。

本報告書は、青年話創会2017和歌山大会で行われたテーブル討論のテーマである「次世代問題」の5つの討議テーマ毎のまとめを集約した他、参加者アンケート集計が掲載されている。本委員会です承された後は、常任理事会、理事会へと報告し、単位会に周知していきたい。

引続き、委員等から次の意見等が出された。

- ・青年話創会参加者の旅費等は、各単位会ではどう対応して

いるのか。

- ・交通費と宿泊費は支給した。
- ・単位会役員が日事連に出張する際と同等の手当（1万円）は支給した。
- ・参加者の参加意識により差がある。
- ・費用面については特段の措置は講じていない。
- ・出席者には、交通機関と宿泊のパック料金を負担した。
- ・青年話創会は、全国大会の一環として開催していくのか。全国大会と青年話創会へ掛け持ちで参加する負担が大きいので、青年話創会は単独での開催が望ましい。
- ・全国会長会議や総会と連携して開催したら良いのではないのか。
- ・青年話創会の開催方法は、今後検討していく。
- ・女性の参加者が増えることを期待する。

協議の結果、原案のとおり常任理事会に提出することとした。

(7) WGの活動状況について

事務局より、資料7によって、建築士事務所の業務環境改善WG及び青年WGの会議開催状況、協議内容等について次の趣旨の説明がなされた。

建築士事務所の業務環境改善WGでは、「次世代に向けた働き方改革」をテーマに、青年WGとの連携や常置委員会等への検討項目の振り分け等により、成果を成し遂げるためのロードマップ作成が重要であると考えた。まずは、短期的な課題を中心として検討をしていくこととし、青年WGでは、青年話創会2017和歌山大会で浮き彫りになった「次世代問題」を中心に改善策・対応策を協議していく予定である。

次回委員会開催予定

平成30年5月18日（金）15:00～17:00

日事連会議室

（配布資料）

資料1：平成30年度事業計画について

資料2：平成30年度収支予算について

資料3：会議出席等にかかわる旅費の計算方法について

資料4：全国大会のあり方の検討について

資料5：平成30年度の主な会議日程について

資料6：青年話創会2017和歌山大会の報告について

資料7：WGの活動状況について

■第42回建賠保険等調査専門委員会議事概要

日 時 平成30年2月16日（金）

14:00～16:30

場 所 日事連会議室

出席者 委員長 栗原信幸

委 員 加藤義道、鳴海義一、古谷雄一

オブザーバー 小川圭一、阿部功（日事連サービス）

野口紘一、山口康喜（東京海上日動）

事務局 居谷専務理事、前田、千浜、青柳、吉田

欠席者 副委員長 栗田政明

<配付資料>

第41回建賠保険等調査専門委員会議事概要

- ・資料1-1 建賠保険の加入状況について
- ・資料1-2 建賠保険の支払い状況について
- ・資料2 宅建業法改正に伴う建物状況調査（インスペクション）業務向けE&O保険

<議 事>

議題1. 建賠保険の加入・支払い等の状況について（資料1-1、1-2）

（1）建賠保険の加入の状況について

○日事連サービス阿部専務取締役より資料1-1により、平成29年11月から平成30年1月までの建賠保険の加入状況について報告がなされた。3カ月間の加入数は会員事務所35件の増加、非会員事務所は22件の増加であった。

（2）建賠保険の支払い状況について

○東京海上・野口氏により資料1-2により、平成28年6、7月の支払い事例10件について報告された。主な概要は以下の通り。

- ・NO.1103 ・押入内部の結露により、収納品にカビが発生（建築物の滅失・破損）
- ・NO.1131 ・増築部分の不同沈下事故（建築物の滅失・破損）
- ・NO.1143 ・エレベータシャフト内の結露によるエレベータの不作動（建築物の滅失・破損）
- ・NO.1166 ・音楽室の遮音性能不足により、隣室や外部への音漏れが発生（建築設備機能担保特約）
- ・NO.1033 ・構造図面への接合金物の記入漏れによる構造基準未達（構造基準未達特約）
- ・NO.1125 ・暖房設備の機能不発揮（建築設備機能担保特約）
- ・NO.1168 ・スレート屋根に塗布したシリコン系塗料の剥落が発生（建築物の滅失・破損）
- ・NO.1148 ・土間コンクリートの沈下による内壁パネルと土間コンクリートの取り付け部に隙間が発生（建築物の滅失破損）
- ・NO.1126 ・風によるホテルの客室間仕切り板の破損（建築物の滅失・破損）
- ・NO.1114 ・屋上のFRP防水仕上げ面からの漏水による内装仕上げ材の水濡れが発生（建築物の滅失・破損）

○支払状況について次のような質疑がなされた。

【NO.1125、1166】

・設備設計者が絡んでいなかったのか。

→設備設計者は事故に関係していなかった。設備設計者に依頼していたとしても、依頼した際の前提条件が誤っている場合もあるので、事例ごとに責任の所在を判断している。

【NO.1033】

・被保険者はメーカーだと思われるので、専業ではなく兼業の間違いではないのか。

→被保険者は兼業の誤りである。

・自分で犯したミスに気付いて、保険で修理していることになるのか。

→自家修理は保険の対象となる。自家修理の場合、補償額は原価となる。

・施工中に発覚した事故なので、工事保険の対象なのではないか。

→工事保険は、破損していないと対象とはならない。建賠保険は、工事中でも遡って保険の支払い対象となる。

・確認申請は通っているので、設計図には梁があったはずである。施工図において梁が入っていなかったのであれば、施工ミスなのではないか。

【NO. 1131】

・構造事務所は関わっていないのか。

→被保険者自身が、構造設計を行っており、元請け事務所にボーリング調査を勧めたが、費用面から元請け事務所が断った。

・ボーリング調査を実施しないで起きた事故であり、予見性があったのではないか。

→元請け事務所の責任割合はもっと大きくてもよかったのではないか。

【NO. 1148】

・土間が下がることを前提に設計し、土間が下がった際にコンクリートの増し打ちをすることがよくある。この事例においても施主と設計事務所で、そのような話になっていたのではないか。

→認定の米専用倉庫の場合、基準が厳しいこともある。本事例では地中梁も沈んでいたため、土間のみが下がる設計ではないと考えられる。

→土間コンクリートが下がることを前提で設計することもあるので、次回以降注意が必要である。

【NO. 1168】

・スレート屋根の塗り替えだけを依頼されていたのか。

→元は風呂の改修の依頼だったが、設計事務所側から屋根の塗り替えも提案した結果事故を起こしてしまった。

【その他】

・次回から、全案件について修補した箇所及び修補の方法を

記載してほしい。

・2019年度のパンフレットでは、予見性のある事例に対してけん制する注意文を掲載してはどうか。

議題2. 宅建業法の改正に伴うインスペクション賠償責任保険制度について（資料2）

○資料2により、インスペクション賠償責任保険制度の進捗状況について、東京海上・山口氏より報告された。主な内容は以下の通り。

・現在、パンフレットが法的に問題ないかを専門の部署で確認しているところである。

・保険に加入した後に手掛けた案件に対して対象となる。加入中に行った案件でも、保険を脱退後に事故報告を行った場合は、支払い対象とはならない。

・支払いする保険金は、法律上の損害賠償金、争訟費用、協力費用の3種類である。

・同一事故で他社の保険が適用される場合、他社の保険を優先的に適用する「他保険優先適法特約条項」を約款に設けた。建築士会と日事連の保険会社は同じ東京海上日動であり、優先順位を決めておいた方が、処理がスムーズになるために加えた条項である。

・パンフレットは電子データだけでなく、印刷したものも作成し、単位会へ配布できるようにする。

○資料2の追加資料により、インスペクション賠償責任保険制度の募集までのスケジュール（案）について、東京海上・山口氏より説明された。主な内容は以下の通り。

・2月28日：パンフレットのリーガルチェックを完了

・3月5日：パンフレットの校了（電子データ完成）

・3月15日：日事連サービスのHPに電子パンフレット及び加入依頼書の掲載開始 申込受付開始

・3月30日：日事連と東京海上日動で、保険契約を締結

・4月1日以降：中途募集の受付

○意見交換を行い、以下のような意見が出された。

・調査方法基準は国交省が定めているのだが、パンフレットP.10の保険金をお支払いできない主な場合の「⑩調査方法基準の定

め方が不適切であったこと」とはどういった場合を指すのか。

- ・保険料の清算手続きについて、年度単位の保険だが、保険料を算定する検査実施件数が、年単位なのは意味があるのか。

→保険は年度単位での加入になるが、更新手続きは更新日よりも前に行うことから、1月から12月までの検査実施件数によって、保険料を決定することとした。

- ・検査実施件数のカウント方法について、集合住宅の場合は契約件数で数えるのか、一戸ごとに数えるのか。マンションの場合、一棟全部屋の依頼をされることもある。

→条件を整理し、後日回答する。

- ・初年度は、4月から加入する事務所は少なく、ほとんどが年度の途中での加入になるかと思われる。途中加入の場合も最低保険料1万円だと加入促進できないのではないのか。

→最低保険料も日割りで対応するなど検討する。

- ・3月15日から募集開始をして、4月1日運用開始では、4月から加入する事務所はほとんどいないと思われる。募集開始日を出来るだけ早くしてほしい。
- ・技術者が事務所を変った場合の責任は、元の事務所になるのか。

→訴えられているのが、事務所なのか技術者なのかによる。

- ・パンフレット表紙の被保険者が間違っている。

→パンフレットP.15の第2条の被保険者の内容が正しいので、表紙の被保険者を訂正する。

- ・事務所登録している協同組合は、加入できるのか。構成事務所ごとに加入する必要があるのか。

→条件を整理し、後日回答する。

- ・パンフレットP.3の事故事例は自由に変更できるので、良い事例があれば提示してほしい。

→支払事例の①と②について、鉄筋検査は全数検査ではない。検査外の箇所に鉄筋がなかった場合も支払い対象となると誤解を与えかねないので、変更した方が良い。

- ・お支払いできない主な事故事例に、支払いできない理由を記載してほしい。
- ・事務所協会を退会した場合は、保険の加入状況はどうなるのか。

→年度の始まりに保険金をもらっているの、事務所協会を退会しても年度内は加入期間としたほうがよい。

- ・加入依頼書に既存住宅状況技術者であることを確認しないの良いのか。

→事故が起きた際に確認する。

○上記の内容を踏まえてパンフレットの修正を行い、メールにて委員に連絡することとした。

○周知方法について、以下のような意見が出された。

- ・平成29年度の講習会はほとんど終了しており、講習会でパンフレットを配布する機会がほとんどない。
- ・単位会から会員に周知メールを送ってもらうため、総会の際に全単位会へ周知を行ってはどうか。
- ・メールアドレスを登録している技術者に対して、パンフレットを配布してはどうか。
- ・日事連サービスのHPにパンフレットを掲載する。日事連のHPの既存住宅状況調査技術者講習のページにも日事連サービスHPへのリンクを貼ることとなる。
- ・既存住宅状況調査技術者講習を行っている士会連以外の3団体にインスペクション賠償責任保険制度について、周知依頼できないか。

* 次回の委員会予定

平成30年5月10日(木) 14:00～16:30(日事連会議室)

■第5回指導運営委員会 議事概要

日 時	平成30年2月5日(月)	14:00～16:00
場 所	日事連会議室(委員長、若林委員、事務局)	所属単位会事務局(上記以外の委員)
出席者	委員長	新沼義雄
	委 員	加藤彰、初鹿和久、滝井利彰、若林亮、佐々木世希、河村晃文
	会 長	佐野吉彦(特別出席)
	事務局	居谷専務理事、千浜、野出、吉田
欠席者	副委員長	小林忠志、担当副会長 岩本茂美

＜ 提出資料 ＞

- 資料1 平成30年度 指導運営に関する事業計画（案）
資料2 平成29年度上半期 苦情の解決業務実施報告書
（個別レポート）（委員による修正版）

【議事内容】

冒頭、佐野連会長より、日事連の果たすべき役割等について挨拶がなされた。

議事1. 平成30年度 指導運営に関する事業計画について
平成30年度の指導運営に関する事業計画（案）について、資料1に基づき事務局より説明がなされた。併せて平成30年度予算についても説明がなされた。内容を各委員において確認し、了承された。

議事2. 平成29年度上半期 苦情の解決業務実施報告書（個別レポート）について

平成29年度上半期の苦情の解決業務実施報告書（個別レポート）について、資料2に基づき事務局より説明がなされた。前回委員会で決めた担当委員から、担当ごとのレポートの説明があった。

建築主A、建築士事務所B等の表現は、以前の委員会で決めたようにA、Bは付けず、複数の建築士事務所等が登場する場合のみ、区別として建築士事務所A、建築士事務所Bと表現することとし、その形で修正する。

また、和歌山会の事例は、不具合の内容や、苦情対象事務所からの報告の内容が記述されていないため、その点について和歌山会より聞き取りを行い修正することとした。

会誌へ掲載する事例としては、事前に5つの事例が推薦されていたが、協議の結果、3つを掲載の候補とし、残りの2つは掲載しない又は内容の確認が必要とした。

議事3. その他

既存住宅状況調査に係る相談窓口について、1月12日付日事連の発信文書で、全単位会への設置するよう依頼をし、住宅居住者等からの相談の受付体制を整える旨、事務局より説明がなされた。相談窓口が苦情の相談を受ける可能性もあり得るため、その場合は本委員会にも関係してくることが考えられる等報告がなされた。

■次回日程

平成30年4月26日（木）14:00～16:00

（日事連会議室）

■第26回基本問題検討特別委員会議事概要

日 時 平成30年2月1日（木）10:00～12:00

場 所 日事連会議室

出席者 委員長 佐野吉彦

副委員長 佐々木宏幸

委 員 遠藤正幸、伊藤光洋、八島英孝、宮原浩輔、
児玉耕二、鈴木勇人、居谷祐弥

事務局 前田、千浜、吉田

＜配付資料＞

第25回基本問題検討特別委員会議事概要

資料1-1 公共建築工事における工期設定の基本的考え方
改正案

資料1-2 「建築設計業務委託の進め方」検討会

資料2 業務報酬基準（告示第15号）に関する課題と改正方針
について

資料3 今後の建築基準制度のあり方について（第三次報告
案）

資料4 建築士免許取得までの流れ

〔議 事〕

1. 公共建築設計懇談会での検討状況について

○居谷委員より資料1-1、資料1-2により、公共建築設計懇談会意見交換会について公共建築工事における工期設定の基本的考え方・改正案、「建築設計業務委託の進め方」検討会での検討状況が報告された。おもな内容は以下の通り。

・資料1-1は、公共建築工事における工期設定の基本的考え方の改正案。赤字部分が改正案であり、発行主体が官庁営繕部より全国営繕主管課長会議に変更された。

・資料1-2は、「建築設計業務委託の進め方」の検討状況。最終案については、公共建築設計懇談会、主管課長会議幹事会で最終確認を行い、5月の主管課長会議総会にて決定とする予定。

○宮原委員より資料1-2について、発注者側でこのマニュアル

をいかに活用してもらえるかが重要である旨、補足説明された。
○次のような意見交換を行った。

- ・マニュアルは内部資料的なものなのか。民間でも持てるのか。実際にはどうようになるのか。
- ・工期設定の基本的な考え方は、主体が全国営繕主管課長会議となっている。地方公共団体が自分たちで作成したものとしている。
- ・市町村に対してこのようなマニュアルがあることを知らせていく。
- ・都道府県が必ず情報を流すか。
- ・市町村に対して情報は流す。
- ・国交省がこれを使ってほしいとして推進してほしい。

2. 告示第15号の改正について

○居谷委員より資料2、資料2-2により告示第15号の改正の検討状況について報告された。おもな内容は以下の通り。

- ・資料2は第5回検討委員会で示された告示第15号に関する課題と改正方針についての資料。課題として標準業務・標準外業務に関すること、難易度に関することと等が挙げられている。
- ・実態調査アンケートについては2月から4月の間にWEB調査を行う予定。
- ・資料2-2は、実態調査のための調査票（案）である。1月25日までに意見提出ということでWGに意見照会をして意見提出をしている。いくつか問題があると思われたが時間の関係もあり三会で調整せずに三会それぞれで意見を提出している。
- ・実態調査については、標準業務量を算出することとしており、仮定業務量（本来やるべきであったが行わなかった業務）の概念が採用されなかったことが問題と思われる。またJVについては、一貫して行っていればJVも対象となるとのことである。回答にあたっての疑問点等は国交省がQ&Aサイトをつくって対応してほしいと要望している。

○次のような意見交換を行った。

- ・仮定業務量の件は調査の根幹となる。国交省に何か申し入れをすべきか。
- ・調査結果が低く出てしまう可能性がある。

- ・標準業務の通りに発注される案件などはないのではないかと。
- ・アンケート票自体は検討委員会には諮らないとのことである。設計団体に話し合わないためか。
- ・アンケートにどのように回答するかについてQ&Aをつくっておいたらどうか。
- ・Q&Aを団体でつくことにすると回答の誘導ということで反対される恐れがある。
- ・早急に三会で集まって善後策を検討したい。

3. 社会資本整備審議会建築分科会での検討状況について

○事務局より資料3により社会資本整備審議会建築分科会で第三次報告案が「今後の建築基準制度のあり方について」としてとりまとめられた旨、報告された。

おもな内容は以下の通り。

- ・既存建築ストックの有効活用、木造を巡る多様なニーズへの対応、建築物市街地の安全性及び良好な市街地環境の確保、その他引き続き検討すべき課題等。
- ・今後、国土交通省において第三次報告を踏まえ、基準法等の改正など必要な制度見直しが実施される予定。

○次のような質疑を行った。

- ・法改正はいつ頃となる予定か。
- ・いろいろな法律がからんでくるのでこれから国交省で調整することになる。
- ・決まるのは通常国会であるので、6月頃までには決定するのではないかと。施行は五月雨式になると思われる。
- ・この建築分科会では「歴史的建築物の保全に関するガイドライン」についても検討されている。

4. 設計三会の連携について

○設計三会の連携についての意見交換を行った。次のような意見が出された。

- ・五会会長会議で設計三会での連携の必要性の話が出た。
- ・告示第15号改正の件などでは三会で集まっている。定例的なものは特にない。日事連では法律にかかわる問題が生じたときに検証する委員会がない。三会でどのようになっているかを調べたい。具体的に何かをやるということではなくて定例会的に開催するの

か。

- ・定例的に開催するとなると議題を作り出さないといけなくなる。
- ・設計三会の活動は必要である。
- ・他の二会にも引き続き相談してみることにする。

5. その他

○建築士の受験資格の見直しについて、資料4により意見交換を行った。建築士の受験資格が厳しいと工業高校を卒業すると施工管理技士の受験ができることから、施工に人材が流れていってしまう等の弊害が出ている、受験資格が緩和されると大学が専門学校化してしまう恐れがある等の意見が出された。

■第21回景観・まちづくり特別委員会議事概要

日 時 平成30年3月7日(水) 14:00～16:00

場 所 所属単位会事務局(神奈川県・京都会・大阪会の委員)

日事連会議室(茨城会・東京会の委員等、事務局)

出席者 委員長 横須賀満夫

副委員長 福島賢哉

委 員 戸張毅、小澤勝美、内田康博、入口嘉憲

事務局 前田、鈴木、三浦

欠席者 委 員 戸張 隆

〈配付資料〉

資料1-1: 景観形成・まちづくり推進協議会WG報告資料

資料1-2: 景観デザインレビューキャラバン in 静岡 報告資料

資料2: 景観デザインレビューのススメの周知・活用について依頼文と単位会での取り組みについて

資料3: 連載「景観・まちづくり地域探訪」の掲載について

資料3-参考: 2018年2月号 こころのふるさと 明日香村の景観

資料4: 平成30年度事業計画

議 事

1. 景観形成・まちづくり推進協議会WG報告

福島副委員長より資料1により、以下のとおりWGの報告がなされた。

◇第2回WG(9月25日開催)

- ・第1回WG(9月5日開催)の内容確認
- ・景観デザインレビューキャラバンの実施について
 - － 本年度は「景観デザインレビューキャラバン」をWGが支援する形で2か所程度、ガイダンスを関東近辺3か所程度で実施することとする。
 - － 会場費に関してはWGが負担する。5会が主催実施した場合、外部講師への謝金は上限3万円を超えた部分を負担し、WGと共催になった場合はWGメンバーの交通費・宿泊費、外部講師への謝金(上限3万円)・実費交通費、登壇者謝金程度をWGで負担する。プログラム(案)としては120分ほどで、基調講演や座談会が考えられる。
 - － デザインレビューガイダンス(少人数の勉強会): WGメンバーの交通費についてはWGが負担する。プログラム(案)は90分ほどで、「景観デザインレビューのススメ」の紹介の他、意見交換・ディスカッションで構成する。
- ・景観を誘導する協議体制等の事例調査については街並み環境整備事業の施行区域を対象にアンケート調査を実施し、景観協議の普及啓もう及びデザインレビューシステムの構築に役立てるものとする。

◇第3回WG(12月5日開催)

- ・景観を誘導する協議体制等の事例調査(アンケート)について街並み環境整備事業アンケート調査の項目についての協議を行い、修正した内容を盛り込んで80の自治体に実施することとなった。
- ・景観デザインレビューキャラバンの実施について実施場所は、静岡(協議会が主体)と福岡(JIAと共催)となった。

前回は参加者の意見を取り入れる時間がなかったという反省から、実施時間を2時間から3時間に変更することとなった。

◇キャラバン in 静岡(1月26日開催)

- ・参加者24名 事務局7名で実施された。
- ・静岡県・市等行政からの参加が多く、特に静岡市は独自で景観条例を策定しており関心が高い。

○「景観デザインレビューのススメ」の紹介・説明（事務局・高野哲矢氏）

○基調講演「CABEのデザインレビュー」（高松誠治氏）
イギリスでは建築デザインに力を入れ、小学生から建築に親しむ授業が取り入れられている。

○座談会「景観デザインレビューの具体化に向けて」（コーディネータ・柳沢厚主査）

<質疑・意見>

- ・「キャラバン in 静岡」は行政の参加者が多かった理由はあるか。
⇒国交省より自治体に呼び掛けがあったため。
⇒3月22日の福岡のキャラバンでは、設計者と一般市民にも声をかける予定。
- ・キャラバンの開催時期について、年度末は参加が難しくなるため、時期を見直してはどうか。
- ・開催の成果を吸い上げるようなシステムとなしてほしい。
⇒ラフでも良いので報告書を作成し、次回開催に役立てていくよう要請をする。
- ・日事連建築賞も景観を誘導した賞としてほしい。
⇒審査の過程で常に景観に考慮し審査をしており、講評につながっている。（日事連建築賞審査委員である横須賀委員長より）
- ・デザインレビューは意味あるが、一般にはまだ定着していない。
- ・設計者自体も建物単体ではなく景観に配慮したり、そのための提案に慣れていないことが多く、設計者全体に呼び掛けをする必要がある。若手を育てる必要がある。
- ・理想的には設計者が最初から自主的に景観を配慮し、事業者にかみ砕いて説明していく必要がある。
- ・フランスやCABEのあるイギリスのように、子供のころからの建築教育（見る・触る・実感等含む）が必要である。
- ・事務所協会会員に設計を頼むと、当然景観に配慮されているとなれば信頼を得られる。
- ・キャラバンの方向性について確認をしたい。
行政だけではなく、地元の地権者、事業者、市民、設計者等、

幅広い人々の参加が必要である。

・「地域の情報」

<京都>

地域景観協議会を設けており、ファサードの改修や新築の場合は必ず協議会に説明し協議することとなっている。大変なことでもあるが、設計者を変えたり設計者が別の提案をする場合もあり、少しずつ効果はでている。

社寺の500m以内に規制をかけるという話がでたときに、地元の市民が市に自主的にまちづくりをしていくとの申し入れをしたり、意識が高い。

<明日香村>

景観デザインレビュー委員会が発足した。設計者に提案を求めても、なかなか出してもらえず詳細な仕様書を作ることもあるが、協議の場があることは有用である。

<元町の商店街>

店主に建築をつくるときは隣・まちにないものをつくってもらうよう働きかけ、1人1人が意識を持ち30年くらいかけて今のまちの形になっている。儲かるまちづくりも重要。

全体の意見として、デザインレビューは必要であり、効果もあるということ、また、長期的なこととして、景観が大事だという感覚を得るために、子供のころからの教育が必要であるということでもまとまった。今後WGに対し日事連としてできる具体的な提案や要望の作成を福島副委員長を中心に検討する。

2. 景観デザインレビュー 取り組みについて

事務局から資料2により、以下の報告がなされた。

①景観デザインレビューのススメの周知活用について依頼文
10月3日付で各単位会向けに「景観デザインレビューのススメ」を送付した。部数が足りない場合については事務局まで連絡してほしい。

②景観デザインレビュー 単位会での取り組みについて
以下の単位会よりデザインレビューキャラバン及びガイダンス（勉強会）開催に対する意向の申し出があり、委員と候補地の行政担当者が調整をした。

<キャラバン>

- ・大阪会 堺市 (入口委員)
- ・埼玉会 飯能市 (戸張隆委員)

<ガイダンス>

- ・埼玉会 埼玉県、鴻巣市 (戸張隆委員)

各候補地とも本年度は忙しく難しいとの回答であったが、来年度は開催の可能性があるとのことで、担当委員に引き続きフォローしてもらうことになった。

また、内田委員より、京都でも他単位会との順番を調整のうえ開催の可能性がある旨の申し出があった。

委員長より、ガイダンス開催についてはどのように声をかけているのかの質問があった。

⇒現在は委員に対してのみ行っている。

⇒WGから講師を派遣するため、関東地域であれば可能性があるが、地方の場合は実際は難しいと思われる。地元の建築士事務所協会や士会から講師の派遣ができれば可能性が高いが、まだ人材がいない。

⇒キャラバンよりもガイダンスの方が開催しやすいと思われるため、WGへの提案にいられてはどうか。

3. 連載「景観・まちづくり地域探訪」の掲載についての検討

事務局から資料3により、2月号に入口委員の「こころのふるさと 明日香村の景観」を掲載したことの報告がなされた。

今後の掲載記事として、以下の協議を行い決定した。

神奈川会小澤委員より、「湯河原町の仮設住宅計画コンペティション」やその他のまちづくりの取り組みで掲載できるものがあるとの報告があり、小澤委員がプライオリティの高いものを神奈川会の景観・まちづくり専門委員長と相談し記事を決定することとした。会誌には、7月号以降で1号または複数号で掲載可能なため、まずは5月か6月頃の執筆で事務局と調整する。

入口委員より「明日香村景観デザインレビュー委員会の活動その2」について、建物は8～9月に竣工する予定である旨説明がなされた。9～10月くらいに報告ができるため、11月号か12月号の掲載を目指し事務局と調整する。

委員より、情報の集め方に工夫が必要ではないかと意見が出さ

れた。

⇒連載開始した平成28年度当初に単位会から情報を集めて掲載をしてきているが、現在ストックがなくなっている。連載記事の冒頭には寄稿募集を入れ、事務局連絡会議等で単位会を通じて依頼はしているが、それだけで寄稿してもらうのは難しい。会員が取り組んでいるという具体的な情報があると直接依頼がしやすくなるため、情報があれば連絡してほしい。

沖縄県では首里城周辺の景観保全がなされているため、執筆を頼んでみてはどうかという意見がだされ、沖縄会事務局を通じて依頼することとした。

4. 平成30年度事業計画

事務局から資料4により、平成30年度事業計画(案)について説明がなされた。

平成30年度は「1. 国が推進する景観・まちづくり活動に対する協力」に以下の説明を追記した。

- ・「景観デザインレビューのススメ」の周知と単位会が行う勉強会等の支援
- 協議の結果、原案のとおり了承された。

5. その他

次回委員会の開催日については、景観形成・まちづくり推進協議会WGの状況等を鑑み、事務局より日程調整についてのメールを送り決めることとした。

■第2回全国大会実行特別委員会議事概要

日 時	平成30年3月6日(火) 13:00～15:00
場 所	日事連会議室
出席者	委員長 佐野吉彦 副委員長 佐々木宏幸 委 員 鈴木勇人、橋本健二、金子康男、小林裕、加藤昇、宮崎州、福田亮一、三村邦彦 事務局 居谷専務理事、前田、伊東、松谷
欠席者	委 員 齊藤哲
協議事項	

(1) 第42回建築士事務所全国大会（東京開催）実施要項

（案）について

協議前に、前回の議事概要及び当委員会の運営スケジュールについて確認をした。

続いて事務局より、資料1、参考1及び参考2によって、第42回全国大会（東京開催）実施要項（案）について次の趣旨の説明がなされた。

前回の委員会での議論において課題となっていた、青年話創会を全国大会と同じ帝国ホテルで開催する場合、会場をどう確保できるか、経費がどれくらいかかるか等を事務局で調査した。はじめに青年話創会の開催方法について協議検討願いたい。全国大会の行事の形式によるタイムスケジュール（案）として、次の3パターンが考えられる。①全国大会と同日の午前から昼にかけて開催する。②青年話創会関連のイベントを大会のメインに据える。③青年話創会を分科会の一つとして、同時進行形式で開催する。また、会場による費用の比較として、①銀座東武ホテル、②帝国ホテル、③TKP新橋カンファレンスセンターを会場候補とし、部屋の規模、使用可能時間、費用及び帝国ホテルまでの移動時間等を取りまとめた。

委員等からは次の意見等が出された。

- ・青年話創会は全国大会の一部として扱うのか。全国大会経費に含まれることは疑問に感じる。
- ・全国大会と一体でやるものなのか。別の日に開催することでもいいのか。
- ・色々なバリエーションが考えられる。
- ・全国大会の目的と相違していると思われるので、全国大会と切り離した方が良いのではないかと。
- ・青年話創会の目的が明確でない。
- ・ちゃんと目的はしっかりしている。これからは若い人の発言の場も必要ということで青年部会を活性化させるためのイベントである。
- ・若者を支援していくのは、当然のことである。日事連としても単位会としてもバックアップすべきであり、その

姿勢を示すべきである。

- ・青年話創会は、現在抱えている次世代継承問題等を若者の共通認識とし、交流の場を持てる機会を設けたいという大内会長(当時)の意向により、会員が全国から一堂に集まる全国大会と併せて開催してきた。単位会によっては、青年話創会に対する関心度に温度差はあるが、開催はした方が良い。
- ・青年話創会参加者に昼食を提供することは優遇しすぎではないか。
- ・一昨年及び昨年の青年話創会の結果を踏まえて、議論できる時間が十分に確保出来なかったとの多くの声があった。また、全国大会の行事にも併せて参加をしたいので、時間が重なるのは好ましくないとの意見もあった。
- ・ランチミーティング形式であれば時間が有効に使える。
- ・前回の委員会でも意見が出されたが、青年話創会の会場と全国大会の会場が離れていると不便である。
- ・会場はできるだけ同じか、至近が望ましいが、帝国ホテルの会場費は高額なため、会場候補としては対象外ではないか。
- ・部屋の規模は銀座東武ホテルが430㎡に対し、TKP新橋が243㎡は手狭ではないか。
- ・全国会長会議の会場と同程度と考えれば、テーブル配置等を工夫することで問題はないと思われる。
- ・今年の青年話創会は東京での開催となるため、日事連から正式に依頼を受け次第、東京会が中心となって近隣の単位会の協力を得て企画運営を行うことで進めていきたい。

協議の結果、青年話創会は、全国大会と同日の午前中から昼（ランチミーティングも含む）にかけて開催することとし、会場は帝国ホテルに程近いTKP新橋カンファレンスセンターを第一候補とした。また、日事連会長より東京会会長へ協力依頼文書を送付することとした。

(2) 第42回建築士事務所全国大会（東京開催）検討事項について

各委員より、資料2によって、第42回全国大会（東京開催）の検討事項について、事前に提出した意見の補足説明後、協議に入った。

○全国大会の目的の変更

- ・目的は都度変更するようなものではないので、変更の必要はないのではないか。
- ・外向けであり、理想に過ぎないのは気になる。
- ・建築士事務所協会の大会であるが、建築界をよりよいものとする機会、社会に対して建築設計あるいは建築技術の価値を伝える場としたいと考えている。

○大会テーマ

- ・大会テーマはシンポジウムの内容とリンクする必要がある。
- ・キーワードとして、「未来」「変革」「AI」等が考えられる。
- ・福田委員の提案を採用し、「未来に繋ぐ」ということでどうか。
- ・一同了承。

○大会宣言

- ・大会宣言についても、委員長として、各委員の意見も参考に福田委員の提案を基にアレンジして再提案するので、後日各委員からご意見をいただきたい。

○行事形式

- ・大会式典の時間は短縮した方がよい。
- ・日事連建築賞の受賞者によるセッション(作品パネルを使用して)も面白いのではないかと。
- ・基調講演とシンポジウムの2部構成とし、各々関連性のあるテーマとする。
- ・青年話創会参加者を代表してパネラーに加わるものもよい。
- ・全国大会（東京開催）は最後なので、東京を前面に押し出してはどうか。
- ・今後は地方開催の全国大会となっても関東甲信越ブロックにまわってきたら東京で開催する可能性はある。

○行事の講師等

- ・基調講演は、出来ることなら国土交通省住宅局長にお願い

したい。

- ・若者が聴きたいと思う講師として東京都知事や松岡修造のような著名人なら盛り上がる。
- ・建築業界内外を問わない。
- ・人選は委員長、副委員長にお任せいただけないか。

協議の結果、全国大会の目的は、今回は変更しない。大会テーマは、「未来に繋ぐ」、行事は、基調講演(建築界内外を問わず)及び参加者の意見も反映できるシンポジウム(パネルディスカッション)とする。講師等の人選については、佐野委員長及び佐々木副委員長に一任することとした。

また、次回の委員会に向けて、大会宣言、基調講演、シンポジウム(パネルディスカッション)のテーマ等について、今回の委員会の議論を基に3月20日を目途に各委員から意見を事前に提出することとした。

(3) 第42回建築士事務所全国大会（東京開催）大会参加費・予算（案）について

事務局より、資料3によって、第42回建築士事務所全国大会（東京開催）収支予算(検討資料)について、次の趣旨の説明がなされた。

参加者数は700名を想定し、大会参加費は一人当たり、一律16,000円としている。支出の講演・シンポジウム費は講師等が未定のため、多めに計上し、全体で1,873万円としている。

委員等からは次の意見等が出された。

- ・青年話創会からの参加者の大会参加費は一昨年と同様に優遇したかどうか。
- ・若い人を大事にする姿勢を持続けることを示すことも大切である。

協議の結果、青年話創会からの参加者の参加費は一昨年と同様に12,000円とすることとし、青年話創会の参加者は1単位会当たり上限5名までとする。全体の収支額は、全体で1,873万円とし、各項目ごとの支出は、次回の委員会で再度協議していくこととした。

次回の委員会開催予定

平成30年4月17日（火）14:00～16:00

（配付資料）

第1回 全国大会実行特別委員会議事概要

資料1 第42回建築士事務所全国大会（東京開催）実施要項
（案）

参考1 全国大会の行事形式による タイムスケジュール（案）

参考2 青年話創会会場による費用の比較

資料2 第42回全国大会（東京開催）の検討事項について

資料3 第42回全国大会（東京開催）収支予算（検討資料）

■主な行事予定

※行事日程は中止・変更となる場合がございますので、あらかじめご了承ください。

平成30年

4月17日 建築士事務所の業務環境改善WG

全国大会実行特別委員会

4月18日 業務・技術委員会

19日 教育・情報委員会

20日 構造技術専門委員会

25日 広報・渉外委員会

26日 指導運営委員会

5月 8日 青年WG

10日 建賠保険等調査専門委員会

14日 適合証明業務登録制度運営委員会

平成30年3月末 会員・構成員異動報告等

1. 期 間 平成30年3月1日～3月31日
 2. 会 員 在 籍 正会員 46団体 構成員 14,748事務所
 賛助会員 6社

単位会	構成員		建築士事務所登録		賠償責任保険		
	増 減	在籍数(A)	登録数(B)	加入率(A/B)	増 減	加入数(C)	加入率(C/A)
北海道	- 7	1,012	4,487	22.6 %	+ 4	264	26.1 %
青 森		185	958	19.3 %	+ 1	40	21.6 %
岩 手	- 8	266	1,039	25.6 %		68	25.6 %
宮 城	- 6	349	2,066	16.9 %		77	22.1 %
秋 田		147	975	15.1 %		46	31.3 %
山 形	- 3	181	1,180	15.3 %		56	30.9 %
福 島	+ 1	240	1,631	14.7 %		68	28.3 %
茨 城		496	2,060	24.1 %	+ 1	158	31.9 %
栃 木	- 6	176	1,408	12.5 %		84	47.7 %
群 馬		187	1,790	10.4 %		91	48.7 %
埼 玉	- 3	500	4,993	10.0 %	+ 1	125	25.0 %
千 葉	- 4	391	3,510	11.1 %	+ 2	115	29.4 %
東 京	- 4	1,587	15,362	10.3 %	+ 3	557	35.1 %
神奈川	+ 3	783	6,259	12.5 %		202	25.8 %
新 潟	- 7	312	2,347	13.3 %	+ 1	139	44.6 %
長 野	- 1	421	2,180	19.3 %		119	28.3 %
山 梨	- 1	109	850	12.8 %		9	8.3 %
富 山	+ 1	314	1,245	25.2 %		59	18.8 %
石 川	+ 1	307	1,347	22.8 %		54	17.6 %
福 井		221	1,002	22.1 %		53	24.0 %
静 岡	- 14	417	3,211	13.0 %		133	31.9 %
愛 知	- 6	551	5,218	10.6 %	+ 1	137	24.9 %
三 重	- 2	181	1,180	15.3 %	+ 1	64	35.4 %
滋 賀		180	1,181	15.2 %	+ 1	35	19.4 %
京 都	- 2	350	2,184	16.0 %		99	28.3 %
大 阪	+ 4	782	6,557	11.9 %	+ 4	210	26.9 %
兵 庫	- 4	414	3,397	12.2 %		109	26.3 %
奈 良	- 2	106	951	11.1 %		22	20.8 %
和歌山	- 2	129	789	16.3 %		26	20.2 %
鳥 取		102	490	20.8 %	+ 1	45	44.1 %
島 根		121	637	19.0 %		63	52.1 %
岡 山	- 7	377	1,514	24.9 %	+ 1	65	17.2 %
広 島	- 2	342	2,385	14.3 %	+ 2	133	38.9 %
山 口		111	1,070	10.4 %		37	33.3 %
徳 島	- 1	105	870	12.1 %		14	13.3 %
香 川	- 4	95	1,120	8.5 %		17	17.9 %
愛 媛	+ 1	164	1,189	13.8 %		41	25.0 %
高 知	- 1	140	657	21.3 %		28	20.0 %
福 岡	- 2	466	3,753	12.4 %	+ 2	157	33.7 %
佐 賀		183	622	29.4 %		37	20.2 %
長 崎	- 6	254	859	29.6 %		42	16.5 %
熊 本	+ 2	229	1,268	18.1 %	+ 1	97	42.4 %
大 分		145	925	15.7 %		37	25.5 %
宮 崎	- 2	116	1,094	10.6 %		53	45.7 %
鹿児島	- 6	311	1,275	24.4 %	+ 1	85	27.3 %
沖 縄	- 2	193	1,317	14.7 %		62	32.1 %
計	- 102	14,748	102,402	14.4 %	+ 28	4,232	28.7 %

※建築士事務所登録数は平成29年4月1日時点の数字である。